

北本市住宅等リフォーム工事資金補助金
交付申請書の添付書類チェックリスト（**着工前に提出します**）

添付書類		確認欄	備考
全員提出	建物登記事項証明書 （所有者が複数人いる場合は「共有者の同意書」の提出が必要になります。）		建物所有権及び登記された建物であることを確認します。建物登記事項証明書は、「 さいたま地方法務局鴻巣出張所 」で取得できます。 ☎：048-541-2370
	住民票の写し （「2 個人」で申請し、本籍・続柄は「のせない」を選択。マイナンバーは不要です）		申請者が当該住宅に居住していることを確認します。 市役所 1 階市民課 で取得できます。
	見積書の写し		工種ごとの内訳がわかるものを提出して下さい。
	着工前の工事をするとところの現場写真 例）外壁全面を塗装する場合は東西南北 4 面の写真		見積書に記載がある工事予定箇所がわかるものを提出して下さい。又、写真ごとにどの工事を行うのか書き込みをして下さい。
該当者のみ提出	所有者が複数人いる場合	共有者の同意書	※
		共有者の印鑑登録証明書	市役所 1 階市民課 で取得できます
	建物を賃借している場合	所有者の同意書	※
		賃貸借契約書	—
	建物を高齢者等の憩いの場、子ども食堂等にリフォームする場合	事業計画書	※
	補助限度額の加算を受ける場合	親世帯・子世帯の関係を証明できる戸籍謄本及び戸籍の附票、世帯全員の住民票の写し（親世帯・子世帯両方のもの）	親世帯・子世帯が同居することによる補助限度額加算を受ける場合は提出して下さい。 市役所 1 階市民課 で取得できます。
委任状			申請者以外が申請の手続きをする場合は提出して下さい。 （任意書式）

※書式が決まっています。北本市HPからDLするか、下記担当窓口でお渡しいたします。

- 交付申請後、交付決定通知書を受け取ってから着工して下さい。
- 工事内容の変更、中止がある場合、必ず下記担当窓口まで連絡して下さい。
- その他不明な点等あれば、下記担当窓口にご相談ください。

担当窓口
建築開発課 営繕・住宅担当
☎：048-594-5574